

<h1>静 岡 市 報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

監査公表

- 平成28年度包括外部監査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 平成28年度財政援助団体監査、出資団体監査、指定管理者監査及び学校監査指摘事項の措置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 平成26年度包括外部監査指摘事項の措置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

監 査 公 表

静岡市監査公表第22号

地方自治法第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人柴田叙男から監査の結果に関する報告書の提出があったので、同法第252条の38第3項により別冊のとおり公表する。

平成29年 3 月31日

静岡市監査委員	村 松	眞
同	杉 原	賢 一
同	浅 場	武
同	岩 崎	良 浩

静岡市監査公表第23号

地方自治法第199条第12項の規定により、静岡市長及び静岡市教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

平成29年 3 月31日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	杉 原 賢 一
同	浅 場 武
同	岩 崎 良 浩

記

1 平成28年度財政援助団体監査

事業計画の変更及び実績報告書の審査について〔静岡市花と緑のまちづくり協議会補助金
(都市局都市計画部緑地政策課、静岡市花と緑のまちづくり協議会)〕

【指摘事項】

静岡市補助金等交付規則第6条において、補助金等の交付申請者（団体）が事業計画等を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならないと規定されている。

しかしながら、団体は申請時に市へ提出した事業計画書に記載していた事業（緑化作品コンクール）を中止したにもかかわらず、この手続を執っていなかった。

これに対し所管課は、事業中止の事実を把握していながら、実績報告書の審査において、静岡市補助金等交付規則第14条に規定する是正のための所要の措置をとるべきことの指示をしていなかった。

【措置の状況】

当該指摘を受けた原因は、当課及び団体における静岡市補助金等交付規則の認識不足によるものです。

そのため、今後、団体が事業の変更や中止をした場合に、静岡市補助金等交付規則第6条の規定に従い、市長の承認を受けるよう指導することを課内職員に周知徹底しました。さらに、団体に対して、静岡市補助金等交付規則を遵守するよう指導し、団体内での情報共有を図った旨の報告を受けました。

実績報告書の審査においては、静岡市補助金等交付規則第14条に規定する是正のための所要の措置をとるべきことについて、適切な指示が行えるよう新規にチェックリストを作成し、複数人でのチェック体制を整えました。

2 平成28年度出資団体監査

賞与引当金の計上について [公益財団法人静岡市体育協会（観光交流文化局スポーツ振興課）]

【指摘事項】

賞与引当金は、公益財団法人静岡市体育協会経理規程第57条第4号及び第58条第4号により、決算において支給見込額のうち当期に帰属する金額を計上するとされている。

しかしながら、平成27年度決算において、賞与引当金が計上されていなかった。

【措置の状況】

賞与引当金が計上されていなかったのは、団体が、平成25年4月の公益財団移行後、経理規程を見直し、賞与引当金を計上することに変更したにも関わらず、実務において計上することを失念していたためです。

よって、団体に対して、平成28年度決算から賞与引当金を計上するよう指導しました（平成29年3月21日の理事会で補正予算を上程予定）。

3 平成28年度指定管理者監査

(1) 事業報告（年度報告）の検査について [用宗フィッシャリーナ（経済局農林水産部水産漁港課、清水漁業協同組合）]

【指摘事項】

指定管理者制度の手引（以下「手引」という。）において、所管課は毎年度終了後、指定管理者から事業報告書の提出を受け、手引により定められたチェックリストを参考に作成した施設ごとのチェックリストを活用して、10日以内に提出書類の検査（必要に応じて実地検査）を行い、業務の履行状況を確認し、検査結果報告書を作成することとなっている。

しかしながら、所管課は、平成27年度の事業報告書の提出を受けた後、チェックリストを活用した検査を行っておらず、また、提出された報告書に検収者等の記名押印はあるものの、検査結果報告書を作成していなかった。

【措置の状況】

平成27年度の事業報告書の提出を受けた後、チェックリストを活用した検査を行っていない原因は、指定管理者制度の手引の理解不足及びチェックリストの作成漏れによるものです。そのため、課内で指定管理者の手引の再確認をするとともに、チェックリストを作成しました。また、検査の手順について、12月20日に課内で研修を行い再発防止に向けた取組

を行いました。

- (2) 給油施設について [用宗フィッシャリーナ (経済局農林水産部水産漁港課、清水漁業協同組合)]

【指摘事項】

仕様書においては、指定管理業務を行う施設に給油施設が含まれ、給油業務は指定管理者が直接行う業務とされている。

しかしながら、この業務は、清水漁業協同組合が指定管理者としてではなく、市から給油施設の利用の許可を受けた上で購買事業として実施している。また、指定管理業務の収支報告書には軽油等の仕入額や売上額は計上されていなかったが、給油施設使用料や修理代が計上されており、指定管理料の算定そのものが混乱していた。

そもそも、静岡市漁港管理条例第24条では指定管理による管理を行う施設として第12条第1項第1号の「甲種漁港施設 (市が管理する漁港施設) のうち市長が公示により指定する施設」を掲げているが、同項第3号の「給油施設 (漁船以外の船舶の利用に供するための給油施設)」は掲げておらず、給油施設の管理は、指定管理業務の対象とはなり得ないものである。

これらの点について確認したところ、所管課は、給油業務は本来指定管理業務ではなく、指定管理料の積算に誤りがあったと回答し、積算誤りによる平成21年度からの指定管理料の過払い額の返納を指定管理者に求めることを平成28年11月に公表した。

市は、このような誤りを長きにわたり見過ごしてきた事態を重く受け止め、複数人による確認等の再発防止策に徹底的に取り組むべきである。

【措置の状況】

給油施設の管理が指定管理業務に含まれた原因は、静岡市漁港管理条例の理解不足によるものです。そのため、12月20日に課内で静岡市漁港管理条例の研修を実施し、理解を深めるとともに、条例で示す指定管理施設の区分について、「該当する施設等の一覧表」を作成し、誰もが確認できる体制を整えました。

また、指定管理料の積算誤りについては、上記のとおり「指定管理の対象となる施設の把握」ができていなかったことが原因であるため、新たに作成した「該当する施設等の一覧表」に根拠法令等を加え、再発防止に取り組むとともに、事務補助者を定め複数人のチェック体制を整えました。

なお、過払いとなった給油施設使用料相当額は、指定管理者より、平成29年 3 月31日まで

に全額返納を受ける見込みです。また、給油施設を指定管理施設から除くための変更協定を平成29年1月6日に締結しました。

(3) 協定書に沿った事業の実施について [用宗フィッシャリーナ（経済局農林水産部水産漁港課、清水漁業協同組合）]

【指摘事項】

協定書は、条例の規定及び仕様書、事業計画書等の内容について市と指定管理者との間で細部を一致させるために締結するものであり、指定管理業務はこれに沿って実施されなければならないが、本件指定管理事業において、以下のとおり、協定書どおりに実施されていない事業がみられた。

ア マニュアルや手順の整備・策定について

協定書で整備等することとされている以下のマニュアル類において、必要な整備等がされていないものが見られた。

(ア) 災害時の対応マニュアル

地震・津波等の災害時のマニュアルは、用宗フィッシャリーナ独自の実情を踏まえて整備する必要があるのにもかかわらず、台風への対応を除き、他団体の作成したマニュアルを、何ら手を加えることなくそのまま使用していた。

(イ) 施設及び設備の異常時の対応手順、事故・盗難等への対応手順、稼働推進計画、気象海象情報・航路情報・漁業情報・出港停止情報の収集提供の手順

平成27年度の協定書で策定することとされているにもかかわらず、同年度末までに策定されていなかった（なお、監査実施時点では策定されていた。）。

(ウ) 利用者訓練指導のマニュアル、上下架関連機器の技術教育・操作のマニュアル

用宗フィッシャリーナ独自の事情を織り込んだマニュアルを策定する必要があるにもかかわらず、単に資格取得のための教本等の既成の冊子を備え付けることにより対応していたに過ぎなかった。

イ 催事、イベント等の実施要綱の策定と企画運営

協定書において、催事、イベント等の実施要綱の策定と企画運営業務を行うこととされているが、催事、イベント等は何ら実施されておらず、また、その実施要綱も策定されていなかった。

また、協定書ではこのほかにも、効果的に事業を行うための方策、市民サービス向上のための施策等として、ホームページを利用したイベント情報の発信や体験乗船企画等

の検討を行うこととしているものの、これらの取組に関しても、何ら実施しておらず、検討すらされていなかった。

【措置の状況】

ア マニュアルや手順の整備・策定について

(ア) 災害時の対応マニュアル

(イ) 施設及び設備の異常時の対応手順、事故・盗難等への対応手順、稼働推進計画、気象海象情報・航路情報・漁業情報・出港停止情報の収集提供の手順

(ウ) 利用者訓練指導のマニュアル、上下架関連機器の技術教育・操作のマニュアル

指摘を受けた上記マニュアルや手順が、整備されていなかった原因は、市と指定管理者の間で協定書に定められた業務内容について、協定どおり実施されているかの確認が行われていなかったこと、また、指定管理者が整備すべきマニュアルの重要性を認識していなかったことによるものです。

そのため、平成29年1月23日に市から指定管理者に対し、マニュアル等について適正に作成するよう指導し、平成29年3月6日に提出を受けました。また、指定管理者組織内でも、同マニュアルを常備し職員間での共有化を図るよう指導しました。

イ 催事、イベント等の実施要綱の策定と企画運営

「催事、イベント等の実施要綱の策定と企画運営業務」については、協定を結んだ当初は、船舶所有者に向けては、陸置き施設利用艇の増加及び海上係留施設利用艇の増加を目的とし、船舶を所有していない市民に向けては、マリンレジャーの振興及び市民サービスの向上を目的とした催事、イベント等を行うことを想定していました。

しかし、平成27年度において、催事、イベント等が行われていなかった原因は、陸置き施設がほぼ満艇状態であったことから、利用増加に向けたイベント等の必要性は低いと考え、市と指定管理者間で協定書に定められた業務について、他の目的のイベントを実施するという認識が相互に欠けていたためです。

協定書に記載された催事、イベント等には、海上係留施設利用艇の増加に向けた取り組みや、市民サービス向上に向けたイベント等の実施も含まれていることから、催事、イベント等を実施すべきと考えており、そのためには実施要綱の策定も必要であると考えています。

また、指定管理者から提出された事業計画書において「ホームページを利用したイベント情報の発信や体験乗船等の検討」が行われていなかった原因は、体験乗船について、

実施に必要な船の確保が出来ない状態であるにも関わらず、代替案の検討をしていなかったことによるものです。

このことについて、平成29年3月1日に指定管理者に対し改善について指導し、市民サービス向上のためのイベントとして、次年度以降、釣り教室を開催することとし、当該イベントの実施及びその内容のホームページへの掲出を含めた実施要綱の提出を平成29年3月6日で受けました。また、体験乗船企画は実施が難しいことから、事情を勘案の上、今後協定書には記載しないこととします。

用宗フィッシャリーナは、指定管理に移行し10年が経過しているため、今後、指定管理のあり方を含め業務内容の再検討を継続して進めていきます。

4 平成28年度学校監査

薬品類の管理状況

【指摘事項】

理科準備室の薬品の管理について、以下のとおり適正でない状況があった。

〈末広中学校〉

ア 薬品管理簿の残量は、容器を含む重量で記載すべきであるが、塩酸を希釈したものについて、容量で記載されていた。

イ 薬品を希釈して保管する場合、容器のラベルに濃度等を記載すべきであるが、塩酸の希釈液の保管状況を確認したところ、ラベルに濃度が記載されていなかった。

ウ 劇薬を保管している棚に「劇薬」の表示がされていないものがあった。

エ 薬品管理簿に、薬品を管理する場所が記載されていなかった。

〈西奈中学校〉

オ 保有する塩酸8本のうち、1本を抽出し残量を計量したところ、360gであったが、薬品管理簿には残量が435gと記載されていた。

さらに、この点に関し、実地検査時に薬品管理簿を加筆修正していた。

カ 薬品管理簿に、薬品を管理する場所、購入日及び廃棄月日が記載されていなかった。

キ 薬品管理簿が、規定された様式ではなく白紙（薬品管理簿の裏面）に記載しているものがあった。

ク 劇薬等が保管されている棚で施錠されていない箇所があった。

【措置の状況】

- ア 管理方法に対する理解不足のため、容量を記載するものと誤認していたことから、薬品管理簿の塩酸の希釈液の記載について容器を含む重量に訂正したことを現地にて確認しました。今後、希釈して作成する薬品に関しても、購入した薬品と同様に容器を含めた重量を薬品管理簿に記載して残量を管理することを徹底するよう指導しました。
- イ 塩酸の希釈液に添付したラベルに「濃度2.5%」と濃度を記入したことを現地にて確認しました。今後、希釈液を作成したときは、必ず濃度を明記したラベルを容器に添付することを徹底するよう指導しました。
- ウ 表示がされていなかった保管庫に、「劇薬（医薬品外 毒物）」の表示をしたことを現地にて確認しました。
- エ 理科薬品はすべて第1理科室で保管しているため、薬品管理簿の全ページに「第1理科室」と記載させました。今後、購入等により新たに保管する薬品のページが増える場合も、必ず保管場所欄に「第1理科室」と明記することを確認しました。
- オ 学校監査当日の授業で75gの薬品の使用があったが、授業後直ちに薬品管理簿に記載をしていなかったため、授業での使用後直ちに薬品管理簿に記入することを徹底し、未記入部分がないよう、改善を指導しました。
- カ 薬品は1か所で集中管理していたため、その管理場所について記載をしていませんでした。今後は、管理場所をしっかりと明記するよう徹底し、未記入部分がないよう、改善を指導し現地にて確認しました。購入日未記入の古い薬品については、使用管理簿に不明と記載し、今後は、購入日を確実に記載するよう指導しました。廃棄月日は、残量0になった状態でも記入することを徹底し、未記入部分がないよう、危機管理意識を高めることを指導しました。
- キ 表側記載部分がなくなった場合、新たに規定された様式で次ページを作成し、薬品管理簿を正確に管理するよう改善することを、現地にて確認しました。
- ク 劇薬等の棚として使用していた棚は、過去の薬品名が記入されている古いシール（劇薬等）が貼ったままであったため、そのシールを直ちに剥がし、保管されている薬品の名称を正確にシールで記載するよう指導しました。さらに、指示薬であっても施錠し、薬品管理を徹底するよう指導しました。また、薬品庫周辺に「使用上の心構え」を明示し、常日頃から緊張感をもって対応するよう工夫されていることを現地にて確認しました。

オ・カ・キ・クの指摘事項に対して、職員の朝の打ち合わせや職員会議において、伝達・指導を行い、複数の目で対応していくことを確認し、申し合せを行ったことを確認しました。

教育委員会では、平成28年度学校監査において、薬品管理についての指摘事項があったことを市内全小中学校に伝え、再度薬品管理体制と現状についての点検を依頼し、結果を報告させました。

併せて、2月末の理科主任会において「平成27年度薬品使用管理簿変更について」等の通知内容を再確認させ、危機意識向上のための周知徹底を図りました。

さらに、平成29年度当初に開催する理科主任会議においても、市内全小中学校を対象に薬品管理について共通理解が図れるよう再度指導をする予定です。

施設、器具等の管理状況

【指摘事項】

〈西奈中学校〉

- ア 運動場の野球バックネット裏に設置してあるベンチの一部が欠損し、釘が露出していた。
- イ テニスコート横に設置してある丸太ベンチの土台と接する部分が腐食しており、ベンチ全体が不安定な状態であった。

【措置の状況】

- ア 運動場の野球バックネット裏に設置してあるベンチは、老朽化が著しいため、ベンチを撤去し、危険がないよう改善を図りました。
- イ テニスコート横に設置してある丸太ベンチは、老朽化が著しいため、ベンチを撤去し、危険がないよう改善を図りました。

なお、施設の管理については、常に良好な状態に管理するよう、校長会等を通じ周知していますが、今回の指摘を受けて、各小中学校に対し事例の紹介を含めた、より一層の安全確認を行うよう注意喚起を行っていきます。

静岡市監査公表第24号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、静岡市長から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

平成29年3月31日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	杉 原 賢 一
同	浅 場 武
同	岩 崎 良 浩

記

平成26年度包括外部監査（テーマ：委託契約の事務の執行について）

清水区生涯学習交流館使用料徴収事務委託

積算方法の見直しについて（市民局生涯学習推進課）

【指摘事項】

使用料徴収1件当たりの所要時間を267分（4時間27分）として、人件費を積算することは、到底理解しがたいものである。

使用料徴収業務1件当たりの所要時間や、それ以外の各種事務作業に要する時間等について、実態を適切に把握したうえで、事実に応じた適切な積算を行うべきである。

【措置の状況】

使用料徴収事務は、指定管理業務に含まれる使用許可事務と一連の業務であるため、当該施設の指定管理者に委託しています。そのため、29年度からの指定管理の更新に合わせ使用料徴収事務を見直した結果、1日当たりの所要時間は3分の1となり、これに伴う人件費の積算額も約3分の1となりました。